ecbeing サーバーサービス契約約款

以下に記載の「ecbeing サーバーサービス契約約款」（以下「本約款」という）は、お客様（以下「甲」という）から「ecbeing サーバーサービス」（以下「本サービス」という）の注文をいただき、株式会社 ecbeing 又は株式会社ソフトクリエイト（以下、併せて「乙」という）が当該注文を請けた場合に、当該注文にかかる本サービスについて適用され、かつ、当該本サービスに関して、以下に記載の本約款に基づく契約（以下「利用契約」という）が甲と乙との間に成立するものとします。

第 1 章 一般条項

第 1 条［本約款の適用］

1. 乙は、本約款を定め、利用契約に基づき甲に対し本サービスを提供する。
2. 本約款と個別の利用契約で定めた内容が異なるときは、利用契約で定めた内容が本約款に優先するものとする。

第 2 条［通知］

1. 乙から甲への通知は、本約款及び利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メールの送信、書面の提示又は乙のホームページに掲載するなど、乙が適当と判断する方法により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき、乙から甲への通知を電子メールの送信又は乙のホームページへの掲載の方法により行う場合には、甲に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

第 3 条［本約款の変更］

1. 乙は、本約款を変更しようとする場合、乙のウェブサイトに掲載する方法等により、あらかじめ甲に対して本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容及び約款変更の効力発生日を告知する。
2. 前項に基づき本約款の変更を告知した日から約款変更の効力発生日までに甲からの異議の申し出がない場合、甲は当該変更に同意したものとみなし、以後、甲乙間において、変更後の約款の効力が生じる。

第 4 条［定義］

本約款、利用契約及び見積書における用語の定義は次の通りとする。

(1) 「サイト」とは、インターネット上に公開される Web ページをいう。

(2) 「機器」とは、物理的基盤及び仮想化技術等により提供されるサービスを構成する電気通信設備、サーバー、ストレージ、ネットワーク機器、OS、データベース、ミドルウェア、ハイパーバイザー、その他のソフトウェア及びハードウェア等を総称していう。

(3) 「運用環境」とは、乙が甲に対し本サービスを提供するために使用するインターネット接続設備、機器、配線、ソフトウェア及びハードウェア等の総称をいう。

(4) 「貸与機器」とは、乙が本サービスのために貸与する機器をいう。
(5) 「預受機器」とは、甲所有の機器を乙が本サービスのために預かり受ける機器をいう。
(6) 「共用機器」とは、乙の他の甲と共同で利用する機器をいう。
(7) 「専用機器」とは、甲のみが利用する機器をいう。
(8) 「監視業務」とは、乙がサイトの稼動を定期的に監視する作業をいう。
(9) 「予防業務」とは、乙がサイトの稼動を維持するため適宜実施する調整作業をいう。
(10) 「修正モジュール」とは、ソフトウェアメーカー又はハードウェアメーカーから提供される、既知の問題やセキュリティ上の脅威等に対処するためのモジュールをいう。
(11) 「利用申込者」とは、乙所定の方法により本サービスの利用申込（注文）をする者をいう。
(12) 「甲」とは、利用申込（注文）に基づき利用契約の当事者となる本サービスの利用者をいう。

第 5 条［サービス内容］

本サービスのサービス内容は、第 2 章において定める。

第 6 条［利用契約の成立］

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、本約款、乙提示の契約条件及び提供条件等の条件（以下「本条件」という）を承諾の上、本約款及び本条件を内容とする申込みの意思表示を伴う注文書（以下「注文書」という）を乙に提出し、乙の 7 営業日以内に乙が異議を述べない場合に、当該期間経過時に注文書に基づき成立するものとする。なお、本サービスの利用申込者は本約款及び本条件の内容を承諾の上、かかる申込みを行うものとし、本サービスの利用申込者が申込みを行った時点で、本サービスの利用申込者が本約款及び本条件の内容を承諾しているものとみなす。
2. 利用契約の変更を目的とする利用変更契約は、甲が変更注文書を書面にて乙に提出し、乙の 7 営業日以内に乙が異議を述べない場合に、当該期間経過時変更注文書に基づき成立するものとする。
3. 乙は、前 2 項その他本約款の規定に関わらず、本サービスの利用申込者又は甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができる。
   (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
   (2) 注文書又は変更注文書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
   (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠る虞があるとき
   (4) その他乙が前各号に準じ不適当と判断したとき

第 7 条［契約期間］

1. 利用契約の契約期間は、注文書の記載に関わらず、最初に到来する提供費用の請求対象月の初日より 1 年間とし、契約終了日となる契約期間満了の 3 ヶ月前までに、甲又は乙から書面による契約終了の意思表示がない場合、更に 1 年間自動的に更新されるものとし、以後契約期間満了の都度同様とする。
2. 契約終了日は、本サービスの利用の如何を問わず月末日とし、月の途中の終了はできないものとする。

第 8 条［提供費用］

本サービスの提供費用は、利用契約に別途定めるものとする。

第 9 条［提供費用の請求及び支払］

提供費用の請求及び支払については、利用契約に別途定めるものとする。

第 10 条[提供費用の変更]

1. 乙は、利用契約の期間中において、次の各号のいずれかに該当するときには、書面をもって通知することにより、甲に対して、提供費用の改定を申し込むことができるものとする。
   (1)提供費用又は価格構成要素が法令により設定、改定または廃止されたとき。
   (2)物価や為替の変動その他の事由に基づく経済情勢の変動が生じたとき。
   (3)上記のほか提供費用を改定すべき合理的な事情が生じたとき。
2. 前項に基づく通知から 14 営業日以内に、甲から書面による異議の申立てがない場合、甲は提供費用の改定に同意したものとみなし、以後、改定された提供費用が適用されるものとする。
3. 甲が提供費用の改定に異議を述べた場合、提供費用の改定は、乙と甲とが協議するところに従うものとする。

第 11 条［施設］

1. 乙は、運用環境を設置する施設を提供する事業者（以下「通信センター」という）と乙との間における契約及び周辺サービスを提供する事業者（以下「周辺サービス事業者」という）との契約に基づき、インターネット接続設備、機器収容ラック、電源設備、空調設備、構内防犯施設等及び本サービスの提供に必要な機器の全部又は一部の提供を受け、本サービスを実施する。
2. 乙及び通信センターとの間における契約及び周辺サービス事業者との契約の終了等により、通信センター又は周辺サービス事業者において本サービスを継続することが困難となる事由が生じることが判明した場合、乙は甲に対し、速やかにその事実を通知し、その後の対応について甲及び乙協議の上決定するものとする。

第 12 条［サービスの中断］

1. 乙が、運用環境のメンテナンスを実施する必要があると判断する場合、甲に事前に通知することにより、本サービスを中断できるものとする。
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に事前に通知することなく、本サービスを中断できるものとする。
   (1) 天災、地変、動乱、暴動等の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合
   (2) 運用環境の機器又はソフトウェアの障害により、緊急に運用環境のメンテナンスを実施する場合
   (3) 機器の故障・障害対応、通信センターの設備又は周辺サービスの障害により、本サービスの提供ができなくなった場合
   (4) 上記各号の他、運用上又は技術上、乙が緊急に本サービスの中断が必要と判断した場合

第 13 条［乙の免責事項］

1. 乙は、甲が本サービスの利用によってサイトの閲覧者から得る、閲覧者の電子メールアドレス、氏名、住所、電話番号等、乙が関与し得ない情報の正確性及び完全性、並びに本サービスの利用による甲の利益等の有用性を保証しないものとする。
2. 本サービスを通じて甲が一斉かつ大量の電子メールを送信（メールマガジン配信を含む）した場合において、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律等の法令により、通信事業者各社等が配信を拒否したため当該電子メールが配信されなかった場合、乙はこれにつき一切の責任を負わないものとする。
3. 電気通信事業法に基づき、通信事業者各社等が、公共の利益のため非常時における緊急を要する重要通信を優先させるため、本サービスの利用を制限した場合、乙はこれにつき一切の責任を負わないものとする。
4. 乙は、下記の各号に該当する事由が発生したことにより生じた甲の一切の損害についてその責を免れるものとする。
   (1) 監視業務又は予防業務では検知又は防御し得ない事由により、中断又は運用停止が発生したとき
   (2) 機器の故障・障害対応、通信センターの設備又は周辺サービスの障害により中断又は運用停止が発生したとき
   (3) 修正モジュールの提供がなされなかったことにより中断又は運用停止が発生したとき
   (4) 修正モジュールを適用したこと若しくは適用しなかったことにより中断又は運用停止が発生したとき
   (5) 甲が指定した接続元 IP アドレスからの接続を許可したことに派生して中断又は運用停止が発生したとき
   (6) 乙が開発したソフトウェア以外のソフトウェア若しくはハードウェアの瑕疵又は動作不良等により中断又は運用停止が生じたとき
   (7) 乙が開発したソフトウェア以外のソフトウェア若しくはハードウェアの瑕疵又は動作不良等によりデータファイルに毀損、不整合等が生じたとき
   (8) DNS サーバーが乙の管理外である場合で、当該 DNS サーバーに起因して中断又は運用停止が発生したとき
   (9) ドメインが乙の管理外である場合で、ドメインの有効期限が満了したこと等に起因して中断又は運用停止が発生したとき
   (10) 甲が乙に通知すべき事項について、甲からの通知が遅延したとき
   (11) 乙の申し出にも関わらず、バージョンアップ又は交換若しくはシステムの移行がなされなかったとき
   (12)乙が、第 24 条第 3 項に基づき CDN キャッシュの調整を実施したこと若しくは当該調整を実施しなかったこと
   (13)乙が、第 24 条第 4 項に基づきデータベースの保守を実施したこと若しくは当該保守を実施しなかったこと
   (14)乙が、第 24 条第 6 項に基づき被疑接続元等の遮断を実施したこと若しくは当該遮断を実施しなかったこと
   (15)乙が、第 24 条の二に基づき Windows Update の適用を実施したこと若しくは当該適用を実施しな

かったこと

(16) セキュリティ対策のための機器又はソフトウェアの動作により、通信が遮断されたとき

(17) その他甲の責任に起因する損害及び乙の責任に起因しない損害

5. 本サービスの利用により、甲が第三者に損害を与えた場合、甲は自己の責任と費用をもって解決するものとする。

第 14 条［甲の禁止事項］

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり次の各号に該当する行為を行わないものとする。
   (1) 公序良俗に反する行為
   (2) 犯罪行為及び犯罪行為を惹起する虞がある行為
   (3) 乙又は第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する行為
   (4) 乙又は第三者への誹謗中傷その他不利益を与える行為
   (5) 特定商取引法、割賦販売法、景品表示法、その他の法令に抵触する行為
   (6) 本サービスの運用に支障をきたす行為、又はその虞がある行為
2. 乙は、甲が前項各号のいずれかに該当すると判断する場合、相当期間を定めて催告し、甲に改善を要求することができるものとする。
3. 乙は、甲が催告後も是正しない場合、本サービスの提供を停止し、損害賠償を請求できるものとし、又、当該停止により生じた甲の一切の損害についてその責を免れるものとする。

第 15 条［守秘義務］

1. 甲及び乙は、本約款及び利用契約の履行に関して知り得た相互の販売上、技術上又はその他業務上の機密を、第三者に開示漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
   (1) 相手方から開示、提供を受けた情報が、既に公知の場合
   (2) 相手方から開示、提供を受けた情報が、自己の責によらず公知となった場合
   (3) 相手方から開示、提供を受けた情報を第三者に開示することにつき、相手方から事前に文書による同意を得た場合
   (4) 相手方から開示、提供を受けた情報をすでに自ら保有していた場合
   (5) 相手方から開示、提供を受けた情報が、自ら独自に開発したものである場合
   (6) 正当な権原を有する第三者から開示に関する制限なく開示された場合
   (7) 法令に基づく行政当局又は裁判所の命令により開示を義務付けられた場合
2. 本条の義務は、利用契約終了後も 3 年間有効に存続する。

第 16 条［利用契約開始日前の解約］

甲が、乙の責に帰すべからざる事由により、利用契約成立後、利用契約開始日前に、利用契約を解除した場合、乙は甲に対し、本サービスの導入準備に関して発生した諸費用の実費を請求できるものとする。

第 17 条［甲による解約］

1. 甲が、利用契約の解約を希望する場合、解約希望月の 3 ヶ月前までに、乙指定の「解約申込書」により乙に通知し、甲と乙で協議の上、解約月を定めるものとする。但し、当該解約月の末日を解約日とするものとし、解約月の末日を本サービスの停止日とする。
2. 甲による解約が契約期間の満了による場合を除き、甲は、解約月の翌月から契約期間の満了日までの期間に対する月額費用の 100 分の 50 に相当する金額（小数点以下の端数は切り捨て）及び消費税を解約違約金として、乙の指定方法により乙の指定日までに乙に支払うものとする。
3. 甲は、解約月の月末日までに、運用環境に蓄積された情報及び機器のうち甲に帰属するものを通信センターから撤去するものとする。甲が当該措置を解約月の月末日までに行わない場合、乙は甲の承諾を得ることなく当該措置を代行することができる。
4. 前項の措置の全部又は一部を乙が代行した場合、撤去にかかる費用は甲の負担とする。甲は、当該費用を乙の指定方法により乙の指定日までに乙に支払うものとする。

第 18 条［契約の解除］

1. 甲又は乙は、相手方において以下の各号の事由が一つでも生じた場合は、利用契約の一部又は全部を解除することができる。
   (1) 本約款及び利用契約の各条項に一つにでも違反した場合
   (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められる場合
   (3) 相手方より重大な損害又は危害を受けた場合
   (4) 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合
   (5) 支払いの停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これに類似する法的倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の申立を含む。）があった場合
   (6) 解散の決議、若しくは他の会社と合併した場合
   (7) 手形・小切手が不渡りとなった場合、又は財産状態が悪化し若しくは悪化する虞があると判断される場合
   (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められる場合
   (9) その他契約を継続することが不適当な場合

第 19 条［損害賠償］

1. 乙は、甲に対し、自己の責に帰すべき事由により、本約款及び利用契約に違反して損害を与えた場合、当該損害を賠償する。
2. 前項に定める損害は、当該違反による直接の結果として甲が現実に被った通常損害に限ることとし、事由の如何を問わず、間接損害、営業損害、機会損失その他の特別損害、逸失利益を含まない。
3. 乙が負担する損害賠償は、帰責事由の原因となった本サービスにかかる利用契約に基づき、甲から乙に支払われた月額料金の合計額（最大 1 年分）を上限とする。

第 20 条 ［反社会的勢力の排除］

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、過去、現在及び将来において、自己、自己の役員又は従業員のいず

れも、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等及びこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当せずかつ反社会的勢力との一切の関係を有しないことを表明し、かつ、保証する。

2. 甲及び乙は、自己の役員又は従業員について、自ら又は第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わず、かつ、行わせない。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して、脅迫的な言動を又は暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為

第 21 条［管轄裁判所］

本約款及び利用契約に関し甲及び乙間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条［協議］

本約款に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

第 23 条［監視業務］

1. （自動監視）乙は、運用環境に指定する機器又はソフトウェアに対して、自動監視システムによる監視を定期的に実行する。
2. （手動監視）乙は、一定の操作を行いその結果を確認することが、本サービスの円滑な運用に資すると認められる場合、手動による監視を併用することができる。
3. 監視業務は、機器の故障等に起因した本サービスの障害を検知することを主目的とする。

第 24 条［予防業務］

1. （ディスク容量確保）運用環境の機器のハードディスクの使用率が一定の値を超え、そのことにより本サービスの継続的な運用が損なわれる虞がある場合、乙は、乙の判断により甲に事前に通知することなく、運用環境に蓄積するログファイル等の圧縮又は退避により使用領域を減少させることができる。
2. （修正モジュール適用）乙は、運用環境の機器及びソフトウェアに修正モジュールを適用することが本サービスの安全な運用に必要と認める場合、当該モジュールを適用する。
3. （CDN キャッシュの調整）運用環境で利用する CDN（Contents Delivery Network）に特定のコンテンツをキャッシュすることで、サイトのパフォーマンス改善やアクセス集中を分散させることが見込まれる場合、乙は、当該コンテンツをキャッシュするよう設定を調整することができる。
4. （データベースの保守）運用環境で利用するデータベースに対し、インデックス（索引）の追加・削除、累積されるデータのローテーション、又は統計情報の更新を行うことが、サイトの安定した稼働に資すると認められる場合、乙は、当該データベースの保守作業を実施することができる。
5. 前 3 項の修正モジュールの適用作業による本サービスの中断がサイトに影響を及ぼさない程度と見込まれる場合、又は緊急に適用する必要があると乙が判断した場合には、乙は甲の事前の承諾を得ることなく当該作業を実施することができる。
6. （被疑接続元等の遮断）乙は、乙が収集するデータの分析等により、サイバー攻撃の攻撃元と疑われる接続元を含む組織（プロバイダ等、本約款において「被疑接続元等」という）からの接続を遮断することができる。

第 24 条の二［Windows Update 適用］

1. 乙は、乙が定める毎月の定例日時に Microsoft 社が毎月公開するセキュリティ更新プログラム（以下「Windows Update」という）の適用作業を実施することができる。なお、乙は当該定例日時を事前に甲へ通知するものとし、これを変更する場合も同様とする。
2. 乙は、当該作業を管理ツール等のスケジュール機能を用いた自動処理により実施するものとし、実施時間帯における乙の作業員による立ち会いや手動操作は行わない。
3. Windows Update を緊急に適用する必要があると乙が判断した場合には、乙は甲の事前の承諾を得ることなく適用作業を実施することができる。

第 25 条［故障対応］

1. 乙は、運用環境に含まれる通信機器、配線に故障が発生し、部品若しくは本体の交換修理を要する場合は、代替部品又は機器を用意し復旧作業を実施する。
2. 乙は、貸与機器に故障が発生し、部品又は本体の交換修理を要する場合は、代替部品又は機器を用意し復旧作業を実施する。
3. 乙は、預受機器に故障が発生し、部品又は本体の交換修理を要する場合は、かかる費用及び実施について、甲の承認を得て復旧作業を実施する。

第 26 条［障害対応］

1. 障害とは、本サービスの停止又はその虞のある運用環境の障害をいい、サイトへのアクセス集中による契約回線帯域の圧迫や契約機器の仕様を超える負荷等、運用環境の利用状況に起因するパフォーマンスの低下は含めないものとする。
2. 監視業務又は甲からの通報によって障害が検知された場合、乙は、速やかに本サービスの停止を回避若しくは復旧の対応をするものとする。
3. 障害時において、乙は障害箇所を一次的に切り分けるものとする。
4. 障害時において、その原因が機器の故障による（又は推定される（以下本条において同じ））場合、乙は、前条の定めに従って対応を実施する。
5. 障害時において、その原因が機器及び OS のネットワーク機能による場合は、乙が復旧対応を実施する。
6. 障害時において、その原因が乙の開発したアプリケーションソフトウェア、及び当該アプリケーションソフトウェアで使用するデータベースに起因する場合は、乙が復旧対応を実施する。
7. 障害時において、その原因が甲指定の OS 又はソフトウェア若しくは甲固有のアプリケーションソフトウェアに起因する場合、別段の定めがある場合を除き、甲が復旧対応を実施する。

第 27 条［バックアップ業務］

1. 乙は、監視対象機器に保持されている甲固有の情報のバックアップ作業を実施する。
2. 当該バックアップ作業は、不測の事態にデータの復旧を行うことを目的として実施するものとし、甲の誤操作によるデータ削除時等の復旧を目的とするものではない。
3. 乙は、毎日最低 1 回、バックアップ処理が実行されていることを確認する。
4. バックアップ処理が不成功の場合にはバックアップ処理の再実行又は代替措置を講じる。

第 28 条［セキュリティ対策］

1. 乙は、セキュリティに関する脆弱性を知り得た場合、対策を施すことができる。
2. 甲は、セキュリティに関する脆弱性を知り得た場合、乙に対して対策を施すことを要請することができる。
3. 前項の場合において、乙はその脆弱性の程度及び影響を勘案し、下記の各号に該当する場合は対策方法を変更すること、又は対策を施さないことができる。但し、甲から乙に要請があった場合、乙は当該方法の変更又は不実施の理由を甲に説明するものとする。
   (1) 当該対策を施すことが、本サービスの提供にかかる利便性を著しく阻害する場合

(2) 当該脆弱性を許容することが、本サービスを提供する上でやむを得ない場合
(3) 当該脆弱性の程度が、軽微なものである場合

第 29 条［SSL サーバー証明書の管理］

1. 本サービスで利用する SSL サーバー証明書について、乙が取得申請を代行し、甲が取得した場合、乙は当該 SSL サーバー証明書の有効期限の管理を行う。
2. 前項の場合において、乙は甲に対して、有効期限の満了日の概ね 45 日前までに甲に通知し、更新の有無について確認を行う。
3. 前項において、甲が更新を通知した場合、乙は更新申請を代行し、当該証明書の更新にかかる作業を行う。更新にかかる費用については甲の負担とする。

第 30 条［ドメインの管理］

本サービスで利用するドメインについて、乙が取得申請を代行し、甲が取得した場合、乙は当該ドメインの有効期限の管理を行う。

第 31 条［DNS の設定変更］

DNS サーバーが乙の管理下である場合、乙は、甲の申し出により当該 DNS サーバーの設定変更作業を行う。

第 32 条［インターネット接続設備］

1. インターネット接続設備にかかる通信サービスの仕様は、利用契約にて別途定めるものとする。
2. 帯域保証をしていないベストエフォート型のサービスの場合、乙は、乙が提供するサービスの正常な運用を確保するために必要が認められる場合、甲が利用する回線帯域を制限するよう設定することができる。
3. 甲は、利用する回線帯域を恒常的に、又は期間を定めて確保する必要がある場合、回線帯域の確保を乙に要請することができる。この場合において、かかる費用及び回線帯域について、甲及び乙協議の上決定するものとする。

第 33 条［通信センター内作業時の立ち会い］

1. 甲は、通信センター内で預受機器に対して作業が必要となる場合、乙に立ち会いを要請することができる。この場合において、かかる費用について、甲及び乙協議の上決定するものとする。
2. 乙は、甲が希望する入館日時に立ち会いを行うことが困難である場合、入館日時の変更を甲に要請することができる。
3. 乙は、甲からの通知に基づき、事前の入館申請手続きを行い、甲の作業の開始から終了まで立ち会うものとする。

第 34 条［機器の交換］

1. 本サービスを共用機器で運用し続けることが、技術的に困難であるに至った場合、又はその虞がある場

合において、乙は甲に対して専用機器への移行を催告することができる。この場合において、かかる費用及び移行の実施について、甲及び乙協議の上決定するものとする。

2. 故障対応時の交換修理においては、原則として利用契約に定める仕様と同等又はそれ以上の部品又は本体を使用する。但し、やむを得ない場合は、当該仕様を下回る部品又は本体を使用することができる。この場合、乙は速やかにその事実を甲に報告し、事後の対応について協議することとする。
3. 乙は、機器及びソフトウェアメーカー又はハードウェアメーカーからの修正モジュール又は交換部品の提供が終了し、本サービスを安全な状態で継続することが技術的に困難となるに至った場合、甲に対しソフトウェアのバージョンアップ又は機器の交換を申し出ることができる。
4. 前項において、ソフトウェアのバージョンアップ又は機器の交換に要する費用及び実施時期については、甲及び乙協議の上決定する。

第 35 条［甲の義務］

1. 甲は、接続元 IP アドレスを指定した場合、本サービスを利用するための必要最小限の者以外に当該 IP アドレスを開示してはならない。
2. 甲は、乙が本サービスの利用のために発行した、バックオフィス機能、ファイル転送等で使用する ID 及びパスワードを、自己の責任において管理するものとする。

第 36 条［運用環境及び役務の変更］

1. 運用環境に何らかの変更を加える必要が生じた場合、甲及び乙協議の上変更を行えるものとする。
2. 甲は、乙に対し追加業務を委託することができるものとする。
3. 前 2 項において、当該変更又は追加業務にかかる実施時期及び費用については、甲及び乙協議の上決定する。

以上

2020 年 4 月 1 日　改訂
2020 年 4 月 27 日　発効
2022 年 8 月 1 日　改訂
2022 年 10 月 1 日　改訂
2023 年 1 月 1 日　発効
2026 年 6 月 9 日　改訂
2026 年 7 月 1 日　発効
2026 年 11 月 19 日　改訂
2026 年 12 月 1 日　発効